

土地・建物の売却  
株式等の配当・売却  
の申告をした方へ

土地・建物の  
売却

株式等の  
配当・売却 などの所得も...

## ※ 保険料の算定対象です

※ 国民健康保険料  
後期高齢者医療保険料  
介護保険料 ) などの  
社会保険料

昨年よりも所得が増えた場合、税金だけでなく保険料（場合により負担割合）も前年度に比べて増加します。あらかじめご準備ください。

上場株式等の  
配当・譲渡所得  
（源泉口座）  
の申告をした方へ



上場株式等の配当・譲渡所得は

## 保険料の算定対象外

にできる場合があります

- 特定口座内で源泉徴収されている上場株式等の配当所得・譲渡所得を確定申告した方は、これらの所得を**住民税では申告しない**ことを選択することで、**保険料の算定対象から除く**ことができます。
- この選択を希望される方は、「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」を、**市民税 県民税納税通知書が到着するまでに**、お住まいの区役所に提出してください。

### 【お問い合わせ先】

中央区・緑区・若葉区の方

…東部市税事務所市民税課

☎ 043-233-8140

花見川区・稲毛区・美浜区の方…西部市税事務所市民税課

☎ 043-270-3140